

資料紹介

鮪の大漁時における湊内の収支について～ 南伊豆町「妻良区有文書」

1 はじめに

南伊豆町の妻良区は伊豆半島の南端である石廊崎から波勝岬の間にある港町である。県立中央図書館歴史文化情報センターで所蔵している紙焼（CH）資料は 55 点あり、すべての資料について、歴史文化情報センター内での公開と平成 20 年度に開始予定であるインターネットによる目録等の公開の許可を頂いている。史料の内容は積荷改や難船処理など湊に関するものが多いが、中でも貴重な史料が鮪や鮪(イルカ)の大漁に関する割振勘定帳である(1)。

2 天保6年の鮪大漁のときの収支について

西伊豆地方の鮪漁や鮪漁は「建切」（たてきり）網漁といって、黒潮に乗って駿河湾に入ってくる鮪や鮪の群れに対し、湊口を網で仕切って捕獲する方法であった(2)。最初に、天保6年(1835)に妻良村と、同じ浦を共有する子浦村が協力して、約2400本の鮪を妻良湊に追い込み、水揚げされたときの史料の冒頭掲げる(3)。

天保六年四月十七日昼時、大鮪千八百余両浦(妻良・子浦)にて湊口立切(建切)子浦湊江曳寄、同日七つ時より十七日十八日迄取切、又妻良湊内にも鮪なぶら(群れをなして)入来候、めら網にて五百本余立切(建切)、十九日より廿一日迄取揚、両浦にて都合(合計)式千四百余水揚げたし、(以下略；()は筆者が書入れ)この大漁に際し、妻良村と子浦村が相談して割振りを決定した。

まず、鮪の代金は金1,219両3分2朱と675文であり、これが総収入である。この中から金9両3朱は隣の「東子浦へ気付」（子浦村は東西に分かれていた）として渡し、残り1,210両3分余について妻良村と子浦村で折半している(4)。したがって妻良村の取り分は金605両1分2朱余であった(1両=4分=16朱)。この中から「十分一」（10%）である金60両2分余を算出して、この20%に当たる金12両を村役人で分け、残り80%に当たる金48両余を村入用等に当てている。

次に村内個人への配分となるが、配分比率は一人当たり金3分ずつ、「壺株」当たり金1両ずつ、等という割合であった。史料の一部を[史料一]に示すが、この中で「組合頭料」とは五人組の頭に支給されたものであると考えられる。また、五人組ごとに小計がされており、五人組頭を通じて世帯毎に分配金が配分されたことがわかる。

このようにして、妻良村分総収入の金605両1分2朱の52.6%に当たる合計金318両1分2朱が、村人134人（実際にはそれぞれに家族がいるのでこれより多い）に対して配分されたのである。残りは、村の借金返済に金171両3分余など、商人等への支払い他諸経費に金278両余が使われている。なお、史料記載の数字を合計しても計算は合わないが、村人への配分も含めた総支出は金632両1分1朱と銭317文。妻良村分の総収入が金605両1分2朱だったので、差引金26両3分3朱が不足となった。

「史料一」(部分)	庄左衛門
金壹両三分	株当、身のしろ共
金壹分	天満(海女のことか)
金貳分	せわ人料
同貳朱	組合頭料
金貳両貳歩貳朱也	
(朱書カ)	又壹両貳歩貳朱渡
(四名分)	中略
惣金拾兩七兩也	七兩也
内金五兩渡	
貳両也	
残金拾兩七兩七朱也	

3 文久3年と慶応3年の鮪大漁について

文久3年(1863)にも鮪250本が水揚げされている(5)。この時は、代金195両と銭4貫924文から諸入用や神社等への寄附などを差し引いた残金127両余の半額である金63両2分を西子浦へ渡し、東子浦へ祝儀金6両

2分と併せて金70両を引いた金125両が、妻良村の総収入となっている。この中から五人組単位で村人一人につき銭1貫200文ずつが銭で払われており、合計は金64両3分余となっている(総収入に対し約51.8%を分配。なお、合計は金の単位で記載されているが、実際の配分は銭でなされたと考えられる)。分配金の詳細について、右に[史料二](5)を示す。ここで注目されるのは、各世帯の分配金はすべて銭1貫200文の倍数となっていることである。これは天保6年の時とは異なり、世帯毎ではなく総人数割で配分されていることを示している。

なお、慶応3年(1867)の割渡帳(6)でも[史料三]のようになっており、基本的には人数割になっていることがわかる(7)。

また、元治2年(1865)(8)や天保10年(1839)の勘定帳によると、鯖大漁のときの配分においても、鯖の場合と同じように人数割を基本とした分配となっており、元治2年の時には五人組ごとに分配されている(9)。

史料二(文久三年) 部分	一	二貫四百文	庄左衛門		
	一	三貫六百文	七郎右衛門		
史料三(慶応三年) 部分	一	三貫六百文	安次郎		
	一	老貫貳百文	伊三郎		
史料四(元治二年) 部分	一	老貫貳百文	与市郎		
	一	老貫貳百文	伊三郎		
史料五(天保十年) 部分	一	老貫貳百文	与市郎		
	一	老貫貳百文	伊三郎		
六人	与市郎	伊三郎	安次郎	七郎右衛門	庄左衛門
五貫八百四拾貳文	一人	二人	二人	二人	一人

4 終わりに

妻良浦では、史料が残されているものだけで、1835年から1867年までの約30年間に6回の鯖や鯖の大漁があり、妻良村や村の人々にとってはその都度臨時収入となった。これらは史料には残りにくいプラス要因の出来事であり、その意味でも本史料は貴重である。またさらに注目すべきは、この臨時収入に税が賦課されていないことである。たとえば御前崎の榛原郡地頭方村では、捕獲した鯨の収入に対し「十分一」を、運上として支配役所である中泉代官所に納めている(10)。妻良浦の場合でも、天保6年の史料では「十分一」の算出はしているものの、支配する葦山代官所への運上には使われていない。この理由は今後の検討課題である。

(1)残されているのは、天保6年(1835)の鯖、文久3年(1863)の鯖、慶応3年(1867)の鯖の大漁に関する史料(いずれも資料請求番号は24014-3-26)と、天保10年(1839)の鯖(この史料については、『静岡県史』近世二(通史編4)243頁でも触れられている)、弘化2年(1845)の鯖、元治2年(1865)の鯖の大漁に関する史料である。

(2)『静岡県史』民俗一(伊豆)(資料編23)450頁。

(3)「鯖大漁金組合渡方帳」(妻良区有文書;24014-4-26)。記録に残っている文久3年の鯖250本、慶応3年の鯖132本と比較しても、この時は桁違いの大漁であった。

(4)妻良村と西子浦村で利益を折半するのは、註(1)掲載の多くの史料でも同様である。

<慶応3年の分配>

(5)「前浜鯖大漁水揚金割渡帳」(妻良区有文書;24014-4-26)

五人組	人数	分配金(銭)
庄左衛門	6人	5貫842文
喜左衛門	7人	6貫372文
伊左衛門	8人	6貫906文
五左衛門	9人	7貫436文

(6)「谷川鯖大漁水揚金割渡帳」(妻良区有文書;24014-4-26)。

(7)この史料は部分撮影であり、家数143軒、総人数218人に分配金が配分されているが、総額は不明である。また、「老代五百三拾文当也」という記載の後、4組の五人組分しか史料(CH)がなく、それぞれの人数と配分金額は右の表のようになっている。ここから推測すると、一軒当たり銭2,662文+銭530文×人数という計算になっているようである。

(8)元治2年「鯖水揚割渡勘定帳」(妻良区有文書;24014-4-27)。一人銭850文ずつの分配であった。

(9)天保10年「湊内狩込鯖■割合勘定帳」(■は魚偏に布)(妻良区有文書;24014-2-25)。ただし、天保10年のときには、五人組ごとに分配されていない上に、天保6年の鯖大漁時と同様、完全な人数割ではなく、株数などに応じて配分されている。

(10)『御前崎町史』532頁。なお、地頭方村(中泉代官所)も妻良村(葦山代官所)も天領である。